

重 要



会 員 各 位

2022 年 2 月吉日

株式会社シーエーエー

住所変更に伴うナンバープレート交換を猶予された車両の 取引に関するご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、シーエーエーをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

さて、この度シーエーエーでは「住所変更時のナンバープレート交換に関する特例」が適用された車両につきまして、下記の通り取り扱うことをご案内申し上げます。

敬具

記

【出品会員様の注意点】

1. 猶予されたナンバープレート交付料は、出品会員様のご負担となります。
2. ナンバープレート交換が猶予されていることを出品票に記載してください。

【落札会員様の注意点】

1. 名義変更時、猶予されたナンバープレート交付料を支払う必要があります。
2. ナンバープレート交付料は計算書にて精算します。
 - ① 名義変更月の翌月 5 日までに申告が必要です。
 - ② 名義変更前の車検証の写し、またはナンバープレート交換が猶予された車両と判断できる書類のご提出が必要です。
 - ③ 猶予されたナンバープレート交付料の領収証のご提出が必要です。
 - ④ 別途費用が発生した場合でも、精算対象となるのは猶予中のナンバープレート交付料のみとなります。(証明書取得料、代行手数料などは対象外)

「住所変更時のナンバープレート交換に関する特例」の詳細は国土交通省の Web サイトをご参照願います。

ご不明な点などございましたら CAA 各会場の業務室までお問合せください。

以上